サイバーレジリエンス法（CRA）
プレアセスメントサービス

DEKRAが選ばれる理由

01 Notified Body（NB）認定取得進行中
2026年後半の正式認定取得を予定し、認証取得を見据えた早期準備を支援します。

02 100年の歴史を持つ第三者認証機関
1925年にドイツで設立され、安全・品質・サイバーセキュリティ分野でグローバルにサービスを提供しています。

03 世界60か国以上のネットワーク
約48,000名の専門家と高度な試験ラボを活用し、グローバルに評価・認証サービスを展開しています。

04 国内で利用可能な評価サービス
日本国内からCRAプレアセスメントサービスをご利用いただけます。

サービス内容

CRAワークショップ（~2時間）
CRAの概要、要求事項および適合性評価手順について、製造業の技術担当者や営業担当者向けに解説します。参加証明書も発行されます。

SDL・脆弱性対応チェックリスト
SDL（Secure Development Lifecycle）および脆弱性対応プロセスに関するチェックリストを提供し、自社プロセスの現状評価やギャップ分析にご活用いただけます。

製品評価
製造業者が選択した1製品について、CRAの13の主要要求事項に基づく評価を実施します。評価は、整合規格または必須要求事項と関連規格とのマッピングに基づいて行われます。

SBOM管理ソフトウェア
SBOM管理・セキュリティ管理ツールの1年間ライセンスを提供し、ソフトウェア構成情報や脆弱性情報の管理を支援します。

適合宣言書 Attestation of Conformity (AoC)
CRA適合性評価や認証取得に向けた準備を進めるための参考としてご活用いただけます。

Contact Us !

CRAの適用対象製品は、
2027年12月以降、
CRAへの適合が必要となります。

サイバーレジリエンス法（CRA）

CRAの対象となる製品とは？

対象製品｜IN SCOPE

ハードウェア製品:
ノートPC、スマート家電、スマートフォン、ネットワーク機器、CPUなどのハードウェア製品および関連するリモートデータ処理機能が対象となります。

ソフトウェア製品:
オペレーティングシステム、文書作成ソフト、ゲーム、モバイルアプリ、ソフトウェアライブラリなどのソフトウェア製品および関連するリモートデータ処理機能が対象となります。

対象外製品｜OUT OF SCOPE

非商用製品
ホビー用途の製品や、一部のオープンソースソフトウェア（FOSS）

一部のサービス
単独で提供されるSaaSやWebサービス（NIS2の対象となるサービスを含む）

他の規制の対象製品
自動車、医療機器、体外診断用医療機器、認証済み航空機器、船舶機器など

CRA適合性評価のルート

1. **自己評価（Module A）**デフォルトカテゴリ製品、または整合規格を適用したImportant Class I製品については、製造業者自身による適合性評価が可能です。
2. **適合性評価機関（CAB）による評価** Important Class II製品、または整合規格を利用しないImportant Class I製品については、第三者の適合性評価機関による評価が必要となります。
3. **欧州サイバーセキュリティ認証** 重要製品（Critical Products）は、EUCCなどの欧州サイバーセキュリティ認証スキームに基づく認証取得が求められます。

DEKRAのCRA対応支援サービス

トレーニング｜TRAINING

- ワークショップ
- ギャップ分析
- リスクアセスメント
- セキュア開発ライフサイクル（SDL）
- 脆弱性管理・対応
- コンプライアンス戦略策定

評価｜EVALUATION

- 整合規格に基づく製品評価
- 必須要求事項に基づく製品評価
- EUCC向け製品評価

認証｜CERTIFICATION

- Notified Body認証（Module B+C）
- QMS認証（Module H）
- EUCC認証

ツール｜TOOLS

- 構成管理・脆弱性監視を自動化する高機能SBOMクラウド管理プラットフォーム

More Information